

食糧費執行基準

1 食糧費の執行範囲について

食糧費として執行できるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 警察留置人食糧，船舶航海中の食糧，災害等における食糧等購入の経費及び警戒警備活動等における補食提供に要する経費
- (2) 県が主催又は共催で行う会議，説明会，催事等における茶菓及び昼食に要する経費
- (3) 事務事業の推進上，特に必要性が認められるもので，例外的に行う飲食を伴う懇談会等に要する経費

2 懇談会等の開催に関する基本的な考え方について

- (1) 国の職員や都道府県の職員，市町村の職員等との間で行う「接待」という内容のいわゆる「官・官接待」については，一切行わないこと。
- (2) (1)のほか公費による飲食を伴う懇談会や会合等についても原則として行わないこととし，県の事務事業を推進するための情報収集や意見交換，人的ネットワークの形成などのために，特に必要性が認められるものについて例外的に行うものとする。
- (3) 食糧費の支出を伴う懇談会等については，出席者名及び会議の場所等の情報を「会議等に係る食糧費に関する公文書の開示基準」（平成8年4月1日施行，平成8年11月13日一部改正）に基づき公開するものであること。

3 懇談会等の開催に関する基本的事項について

特に必要性が認められ例外的に行う懇談会等の開催については，次の点に留意すること。

- (1) 出席者の範囲は，目的，相手方の人数等を十分勘案し，必要最小限にすること。
- (2) 開催場所については，懇談会等の目的，内容，相手方等を勘案し，適切な場所を選定すること。
- (3) 経費については，一人当たりの単価を5千円から1万円程度とするが，これにこだわることなく必要最小限とすること。
なお，開催地や相手方により，これにより難しい場合は，この限りでないこと。
- (4) 懇談会等の目的や内容等によっては，経費の一部について負担を求めるなど可能な限り会費制の導入を図ること。
- (5) 立食形式や日中の開催などにより可能な限り簡素化に努めること。
- (6) コンパニオン等を伴う懇談会等は，例外的に行うことのできる場合を除き，行わないこと。
- (7) 可能な限り酒席を伴わない会食などの開催に努めること。
- (8) 懇談会等の終了後に行われるいわゆる二次会は行わないこと。

4 開催することのできる飲食を伴う懇談会等について

前記2の基本的な考え方及び3の基本的事項に基づき，県の事務事業を推進するため

に、特に必要性が認められ、例外的に行うことのできる具体的事例は、次のとおりとする。

- (1) 祝賀会，受賞式，記念式典に伴う懇談会等
県として祝意や感謝の意が伝わる必要最小限で行うこと。
 - ① 勲章受章者に対する記念祝賀会等
 - ② 宮城県スポーツ賞などの受賞者との会食
 - ③ 国の大会等に伴う歓迎レセプション等
- (2) 各種団体等との交流や意見交換に伴う懇談会
 - ① 地域づくりのリーダーや団体等との交流
 - ② 産・学・官との交流の集い
 - ③ 経済団体，婦人団体及び青年団体等との懇談会
 - ④ 経済界，法曹界，スポーツ界，芸術文化関係者等との意見交換に伴う懇談会
 - ⑤ 青年海外協力隊員等（県外・海外派遣事業への参加者）との意見交換のための懇談会
- (3) 民間等との事務事業に関連した懇談会
 - ① 観光PR等に伴う懇談会
 - ② 空港，港湾等大規模施設（仙台空港，仙台港等）の利用促進のための懇談会
 - ③ 企業立地説明会のための懇談会
 - ④ 誘致企業との懇談会
 - ⑤ 企業経営者等との懇談会
 - ⑥ 看護婦養成施設等における受入医療機関等との懇談会
 - ⑦ 人材確保のための要請に伴う懇談会
 - ⑧ 事業推進のための地権者などとの懇談会
- (4) 外国からの訪問等に対する懇談会等
①と②については，規模や対象者によりコンパニオン等を伴うこともできることとし，その場合には，所管部局長の決裁を得ること。
 - ① 外国との友好交流事業など国際交流を推進するための友好使節団との懇談会
 - ② 外国等の視察団，調査団との歓迎レセプション
 - ③ 外国からの研修員等と意見交換を行うための懇談会
- (5) 講演会，シンポジウム等の開催に伴う講師等との懇談会
 - ① 講演会，シンポジウム等の開催に伴う講師，パネリスト等との懇談会
- (6) 審議会及び委員会等の会議に伴う懇談会
調査の日程や委員の都合上，夕食時に及ぶ場合に限ること。
 - ① 国の審議会等の現地調査に伴う懇談会
 - ② 審議会，委員会等の会議に伴う懇談会
- (7) 国会議員，大臣及び国の職員等との意見交換，情報収集を目的とした懇談会
打合せ等は原則として日中に行うこととし，やむを得ず相手の都合上，夜に打合せをしなければならない場合でも，その必要性については慎重に判断すること。
 - ① 国会議員との意見交換のための懇談会
 - ② 大臣等（大臣，次官，局長等）が来県した場合の意見交換のための懇談会
 - ③ 国と本県が連携して行う大型プロジェクト事業や国際的な事業に伴う意見交

換のための懇談会

- (8) 知事会の開催や他都道府県職員との意見交換、情報収集を目的とした懇談会（定期的に行われるブロック会議等）

本県が主催（当番県）の場合は、出席者からの負担金及び食糧費をもって開催することとし、他団体の主催の場合は負担金（宿泊を伴う場合は、宿泊費相当分は自己負担として除く。）をもって会費とすること。

また、①については、規模によりコンパニオン等を伴うこともできることとし、その場合には、所管部局長の決裁を得ること。

- ① 知事会開催に伴う懇談会
- ② 全国会議や東北ブロック会議等の開催に伴う懇談会
- ③ 定期便就航記念行事等の実施に伴う行政懇談会

- (9) 県内市町村長との意見交換、情報収集を目的とした懇談会

- ① 県内市町村長会議開催に伴う懇談会

- (10) 会費制により開催する懇談会等

県が主催する場合は、出席相手からの会費及び食糧費により開催することとし、県以外が主催するものに出席する場合は、負担金から会費として支出すること。

- ① 報道機関との懇談会
- ② 地元県議会議員及び首長との県政運営に係る合同会議に伴う懇談会
ただし、懇談会だけを目的としたものは除く。

5 実施しない接待・懇談等

いわゆる「官・官接待」の全廃及び飲食を伴う懇談会等を原則廃止としたことにより、実施しないこととする接待・懇談等を例示すれば次のとおりである。

- ① 補助事業申請や説明に伴い国の職員との間で行うもの
- ② 国所管の許認可事務の申請や説明に伴い国の職員との間で行うもの
- ③ 事務指導のために来県した国の職員との間で行うもの
- ④ 人事異動に伴う国の職員との顔合わせ
- ⑤ 県の新しい事業を計画する際の情報収集のために国の職員との間で行うもの
- ⑥ 補助事業の採択、制度改正等の陳情、請願等に伴い国の職員との間で行うもの
- ⑦ 調査、視察のために来県した国、他都道府県職員及び市町村職員との間で行うもの
- ⑧ 審議会、委員会等の開催に伴う委員との顔合わせや打ち上げ
- ⑨ 会議、研修会の開催に伴い市町村職員との間で行うもの
- ⑩ 意見交換、情報交換に伴い市町村職員との間で行うもの
- ⑪ 意見交換、情報交換に伴い県の外郭団体職員との間で行うもの
- ⑫ 事業起工式、竣工式に伴う祝賀会
- ⑬ 県の各種委員会などの創設記念パーティ
- ⑭ 職員表彰等に伴う会食等
- ⑮ 定例県議会の終了後などに、知事、部長等が出席して行われる打ち上げ的なもの
- ⑯ 会議や打合せ等に伴い職員間で行うもの

6 国，都道府県その他外郭団体等が主催する懇談会等への出席について

国，都道府県，市町村その他外郭団体等が主催する飲食を伴う懇談会等への出席については，この基準の趣旨を踏まえ，原則として出席しないこととし，例外として出席する場合で経費の負担を要する場合は，懇談会等の目的，内容に応じ，負担金又は交際費から支出すること。

7 茶菓及び昼食等について

会議等における茶菓及び昼食等の提供については，次のとおりとする。

- (1) 会議等における茶菓については，必要最小限にとどめること。
- (2) 会議等の設定に当たっては，昼・夕食時を避けることとし，昼食，夕食等の提供については，日程の都合上やむを得ない場合とし，必要最小限にとどめること。
- (3) 職員間の会議等における食事は，提供しないこと。
- (4) 県内市町村職員を対象とした会議等における食事は，提供しないこと。

8 協 議

懇談会等を実施するかどうかの決定に際し，本基準で判断できないなど疑義が生じた場合は，行政管理課に協議するものとする。

9 基準の見直し

本基準については，今後とも食糧費に係る支出事務の一層の適正化を図るため，執行状況を把握するとともに，食糧費支出に関する公文書の情報公開を進める中で，適宜見直しを行うこととする。

附 則

この執行基準は，平成8年4月1日から施行する。（平成8年3月13日）

附 則

この執行基準は，平成9年4月1日から施行する。（平成9年3月28日）

附 則

この執行基準は，平成15年5月1日から施行する。（平成15年5月1日）

附 則

この執行基準は，令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月15日）